



自転車利用者は 登録申請が必要です!!



今年度から自転車登録制度が新しくなり、中百舌鳥キャンパスで自転車を利用する場合、これまでのようにシールを自転車に貼るだけではなく、登録申請書の提出が必要になりました。受付は5月19日から始まっています。このページではその申請方法について説明します。

登録申請の方法

1. 登録申請書に必要事項を記入する

大学ホームページ、学生ポータルから登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。また、この申請書は手続き場所のB12棟(学生会館)1階ホールでももらえます。

記入事項：学籍番号・氏名、現住所・連絡先(携帯電話)

自転車車体番号、防犯登録番号

自転車賠償責任保険への加入状況、使用用途

2. 6月30日までに学生会館へ申請書と学生証を持って行く

B12棟(学生会館)1階ホールの受付へ、学生証と記入した登録申請書を持って行って手続きをします。

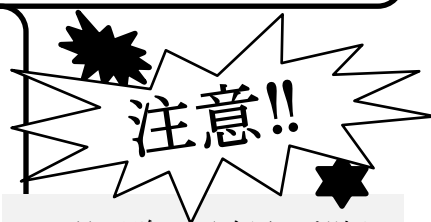
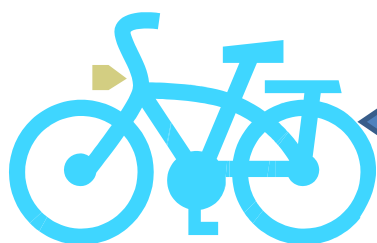
※4月に教科書販売があったところです！

受付で申請書を受け取り、その場で記入して提出することも可能ですが、事前に記入したものを持参したほうがスムーズに手続きができます。



3. シールを自転車の泥除け部分に貼る

手続きで受け取った登録証(ステッカー)を、後輪の泥除け部分に貼ります。泥除けがない場合は、フレームの見えやすいところに貼ります。



7月以降、登録証が貼り付けられていない自転車は定期的に所定の場所へ撤去されてしまいます。

必ず手続きしましょう。



自転車マナーを守り 安心な学生生活を

中百舌鳥キャンパスでは、多くの学生が自転車を利用しています。しかし、指定場所以外での駐輪、二人乗り、片手でスマホを使いながらの運転、放置自転車など、マナー違反が繰り返され、大変危険です。一度、自転車利用のマナーについて考えてみましょう。

A5棟中庭は災害時の 避難場所となっています

地震などの災害時の一時避難場所となっており、緊急車両の進入の可能性もあるため、A5棟中庭は駐輪禁止です。

どうしてA5棟中庭はあんなに広いのに駐輪禁止なの？駐輪できたら便利なのに、と思っている人も多いかもしれませんが、もしもの時のみんなの安全のために協力しましょう。

生協前は駐輪禁止です

生協前のスペースは駐輪禁止であるにもかかわらず、毎日多くの自転車が駐輪され、ほかの生協利用者や通行者が通る道をふさいでしまっています。特に昼に生協前は自転車であふれかえっています。

たとえ短時間の駐輪であっても、ほかの人の迷惑にならないよう、ちょっと歩いて指定場所に駐輪しましょう。



ところで・・・

登録申請書の記入事項にある 自転車賠償責任保険とは？

自転車でぶつかったり、他人にケガをさせたり、モノを壊したりしたときなど、**損害賠償金を負担する必要があるときに補償してくれる保険**のことです。

大学生協の**学生賠償責任保険**にも自転車賠償責任保険が含まれます。

みなさんが、事故の加害者になってしまい多額の賠償金を請求される可能性もゼロではありません。事故のないように安全運転を心がけることはもちろんですが、万が一の場合に備えて、保険に加入しておくことをおすすめします。



マナーを守ること = 周りの人を思いやること
少しの思いやりが、みんなハッピーなキャンパスにつながります